

みやき町監査委員告示第3号

令和7年11月12日付けで受け付けた住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月25日

みやき町監査委員 最 所 一 志



みやき町監査委員 武 田 光 邦



決定書（別添）

決 定 書

第 1 請求人

- 1 住所 (略)
- 2 氏名 (略)

第 2 措置要求原文

1 請求事項

みやき町北茂安 B & G 海洋センター（プール）及びメディカルコミュニティセンターにおける売上金 240 万円紛失金の返還について

みやき町プールにおいて発生した売上金紛失事件について、事件発覚より 1 年が経過しようとしています。現在紛失した売上金はいまだに返還されておらずプールの運営を預かる者として苦慮しています。当事者は、紛失したと証言していますが請求権者である岡町長は私の再三にわたる要求にも係わらず、その意思があるとは思えません。

つきましては、1 日でも早い解決をするためにみやき町監査委員のお力をお借りしたく、住民監査請求書を提出することとしました。

経過につきましては、別紙報告書のとおりです。なお、みやき町は 5 月 28 日マスコミに対し記者会見を行いました。

(別紙 5 月 29 日佐賀新聞記事)

2 添付書類

(1) 事実証明書

みやき町プール売上金紛失事件の経過報告書

佐賀新聞 5 月 29 日掲載記事

第 3 請求の受理

本件監査請求は、令和 7 年 11 月 12 日に提出された。請求者は町民であり、請求対象事項は、町民が新聞報道により本年 5 月 29 日に知るところとなったため、地方自治法（以下、「法」という。）第 242 条第 2 項に定める 1 年以内の事案である。また、案件は同条第 1 項に規定する財務に関するものであり、要件をすべて満たしているため、11 月 13 日に受理した。

なお、本案件に関する町長の対応策等の記事が掲載された町議会だより NO. 72 号を渡すなど、請求事項に関する説明等を行ったが、請求撤回の意思はなかった。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本年5月28日に町から記者発表された北茂安B&G海洋センター及び市村清記念メディカルコミュニティセンターにおける公金紛失事案に関し、その返還の早期解決を求めることが請求者の主たる意図であると考えられる。しかしながら、請求者には町当局にその意思がないと見受けられるため、町当局に適切な対応を求めることが、本請求の主旨であると思われる。したがって、監査対象は事件発覚後の紛失金の返還に対する町当局の対応動向に関することとした。

2 監査対象部局

監査対象部局は総務部総務課及び民生部メディカルコミュニティ推進課についてであるが、当該公金紛失事件に対する関係職員の懲戒処分時の事情聴取資料があり、また、その後の紛失金の返還等に対する動向については議会議事録等や当監査委員関係書類等があるため、改めて総務部関係の事情聴取等を行わず、必要な証拠書類の提出のみを求めることとした。ただし、事件発生現場である民生部に対しては、部長及び課長以下関係者に対し、事件の事実確認のため事情聴取を実施した。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求者に対し陳述の機会を申し入れたが、請求者がこれを辞退したため、実施しなかった。

第5 監査の結果

1 主文

本件監査請求については、監査委員の合議により、棄却する。

2 事実の確認

監査の結果、監査委員が認定した事実は次のとおりである。

令和6年11月25日：券売機内の現金不足を確認した。

令和6年11月29日：町長等に報告した。

令和7年1月24日：鳥栖警察署に資料を持参し相談した。

令和7年2月3日：警察署刑事等が来所し、現場確認等を実施した。

令和7年5月15日：鳥栖警察署に被害届出書を提出した。

令和7年7月3日：町監査委員に対し、法第243条の2の8第3項の規定に基づく賠償責任の有無及び賠償額の決定に係る監査を依頼した。

令和7年7月11日：監査委員より上記依頼に対する回答を受けた。

3 監査の結果

(1) 町当局の取り組み経過

北茂安B & G海洋センター及びメディカルコミュニティセンターは町直営であり、その使用料は町の公金である。したがって、この金銭は町民はもちろん、町長にとっても決して紛失があってはならない重要な公金である。町当局は紛失の知らせを受け、関係場所の調査と関係者の事情聴取等を行い、事実確認の上、警察に相談し、被害届を提出した。

さらに、町当局は法第243条の2の8の規定に基づき関係職員に賠償を行わせるため、7月3日付けで同条第3項の規定に基づき監査委員に監査を求めている。監査委員の回答として、「現在、警察による捜査が進行中の案件であることから、捜査結果が確定する前に結論を急ぐことは適切ではないと考える。監査の結論が捜査結果に基づいて判断される部分があるため、捜査結果を待ち慎重に対応する。」としている。

この紛失事件は警察に被害届が提出されている案件であり、まずは警察での対応を待たざるを得ない状況である。

(2) 結論

上記の取り組み経過にあるとおり、町当局は法上なすべき対応を実施しており、本件監査請求には理由がないと認められるため、法第242条第5項の規定により、主文のとおり決定する。